



Global Business Services

内部統制・企業改革法を考える

2006/12/25

IBMビジネスコンサルティングサービス
フィナンシャルマネージメント
中澤 進

ご説明内容

1

日本企業を取り巻く環境

2

日本企業に取っての内部統制

3

内部統制とSOX法の相違点

4

内部統制を越えて

日本企業を取り巻く環境

東証のグローバル化

- 外国人投資家比率
- 会計基準の収斂

就業者意識の変化

- 団塊の世代の退出
- 就社から就職へ

説明責任の強化

プロセスの可視化・標準化

暗黙知から形式知

内部統制整備の必要性

本格的連結ベース企業運営の要請

- 企業価値・説明責任

真の連結ガバナンスの確立

日本企業に取っての内部統制



1970年代: ウォーターゲート事件、ロッキード事件
1997年: 海外腐敗取引防止法

内部統制整備強化の開始: 人・部門→プロセス
プロセス監査、プロセスオーナー

1980年代: 会計不祥事頻発、S&L(貯蓄貸付組合)の破綻
1987年: トレッドウェイ委員会「49の改善勧告」
1992年: COSOフレームワークの発表
2001年: ネットバブル崩壊とエンロン・ワールドコム事件
2002年: SOX法の成立
(Public Company Accounting Reform and
Investor Protection Act of 2002)

内部規定(内部監査)から外部監査の対象に



内部統制議論の空白の時代

1995年: 大和銀行事件(米国債の不正売買)
1999年: 神戸製鋼事件(総会屋への利益提供)
2000年: 企業経営における内部統制と監査役
(日本監査役協会)
2004年: 西武鉄道(有価証券報告書不実記載)
2005年: 企業会計審議会内部統制部会設立
2006年: 法案成立(金融商品取引法)

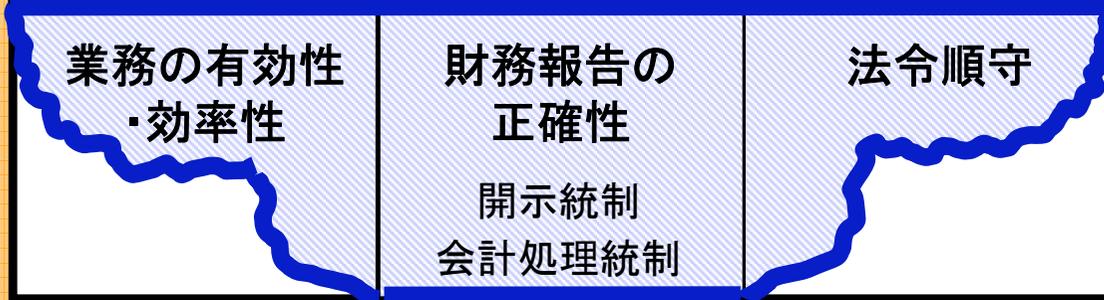
内部統制とSOX法の相違点

- 投資家
- 監督機関

- 経営者
- 監査人



内部統制の整備状況の開示・説明



内部統制整備

SOX法対応

内部統制の整備・改善活動

経営者による評価と監査人による監査

内部統制の有効性	経営者による評価結果	監査人による監査結果
不備なし	有効である	適正
重大な欠陥あり	有効でない	適正
重大な欠陥あり	有効である	限定又は不適正
評価不能	不表明	実質上不表明？

企業会計2006年12月号より

企業改革法を越えて (Beyond SOX)

